

（ 紹介料金）

第8条 甲は、乙が紹介した応募者（ 以下、「採用者」という） と雇用契約を締結し、かつ甲において勤務を開始した場合、甲は乙に本件業務の対価として紹介料金を支払う。

1. 紹介料金は、採用者が甲に入社した日から1年間の賃金の35%とする。
2. 甲が乙に支払う紹介料金は、甲が採用者に支払う報酬額（ 基本給、諸手当、賞与、残業代等を含む） 1年分の35%に消費税を加算した額とする。